

○帯広市民文化ホール条例

昭和63年10月24日条例第40号

改正 平成9年3月27日条例第4号

平成17年9月26日条例第31号

平成20年3月7日条例第1号

平成23年9月22日条例第18号

平成23年9月29日条例第24号

令和8年9月3日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、帯広市民文化ホール（以下「文化ホール」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における市民の文化及び教養の向上を図るとともに集会の用に供するため、次の施設を設置する。

名称 帯広市民文化ホール

位置 帯広市西5条南11丁目48番地2

(開館時間)

第3条 文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき、又は第15条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 文化ホールの休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたとき、又は第15条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(使用許可)

第5条 文化ホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、文化ホールの管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、文化ホールの使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 建物及びその備付物件をき損滅失するおそれがあるもの
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの
- (4) その他文化ホールの管理運営上適当と認め難いもの

(使用料等)

第7条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）を許可を受けた時に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 使用者が文化ホール備付の特殊器具及び設備等を使用するときは、前項のほか、規則で定める額の使用料を別に納付しなければならない。

- 3 前2項の使用料は、市長が相当の理由があると認めたときは、減免することができる。

(使用料等の還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用不能となった場合
- (2) 第11条第3号の規定により使用の許可を取消した場合
- (3) 使用者から規則で定める期日までに使用許可の内容の変更及び使用許可の取消しの申出があった場合

- 2 暖房料は、使用許可を受けた全時間において全く通気をしなかったときは、全額を還付する。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、文化ホールの使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別施設の設置等)

第10条 使用者は、その使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする

るときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は、賠償の責めを負わない。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は文化ホールの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第6条各号に該当すると認めたとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その使用により建物又は附属施設若しくは備付物件をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営審議会)

第14条 教育委員会の附属機関として帯広市民文化ホール運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、文化ホールの運営に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申するものとする。
- 3 審議会委員の定数は12名以内とし、学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。
- 4 審議会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会委員の再任は、妨げない。

(管理の代行)

第15条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に文化ホールの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条の規定により指定管理者に文化ホールの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 施設の使用許可等に関する業務
- (3) 文化振興事業に関する業務
- (4) その他前3号を遂行するために必要な業務

2 前条の規定により指定管理者に文化ホールの管理を行わせる場合における第5条、第6条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 第15条の規定により指定管理者に文化ホールの管理を行わせるときは、当該指定管理者に文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条第1項の規定による使用料等の額及び同条第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和64年1月10日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の帯広市産業技術センター条例、帯広市八千代公共育成牧場条例、帯広市畜産研修センター条例、帯広市岩内自然の村条例、帯広市空港管理条例、帯広市総合福祉センター条例、森の交流館・十勝条例、帯広市健康増進センター条例、普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例、帯広市都市公園条例、帯広百年記念館条例、帯広市民文化ホール条例、帯広市定住交流センター条例、帯広市生涯学習センター条例及び帯広市体育施設条例の規定により既に使用の許可を受けている者の使用並びに改正前の帯広市駐車場条例の規定により既に購入している定期駐車券の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成9年5月31日までに行われるメーター点検に係る水道料金については、改正後の帯広市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第31条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に申込みが行われる給水装置の新設又は改造工事（以下「工事」という。）に係る負担金について適用し、施行日前に工事の申込みをした者が、施行日以後に設計変更によりメーターの口径を増す場合の負担金については、設計変更後のメーターの口径に対応する改正後の条例の規定により算定した負担金の額の範囲内で管理者が別に定める。
- 5 施行日から平成9年5月31日までに行われるメーター点検及び認定に係る下水道使用料については、改正後の帯広市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月26日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年教委規則第17号で、平成17年10月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の帯広市民文化ホール条例（以下「旧条例」という。）第12条第3項の委員として在任している者は、改正後の帯広市民文化ホール条例第14条第3項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第13条の規定に基づき管理を委託している帯広市民文化ホールについては、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの（以下「回数券等」という。）に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとするを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

附 則（平成23年9月29日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の帯広市民文化ホール条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に教育委員会が行った使用許可その他の処分又は教育委員会に対して行われた申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者が行った使用許可その他の処分又は指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和8年9月3日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、令和9年4

月 1 日（以下「適用日」という。）以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用 日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの（以下「回数券等」という。）に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第 2 項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとするを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

別表（第 7 条関係）

使用時間		午前	午後	夜間
室名		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
大ホール	使用料	円 32,000	円 42,000	円 52,000
	暖房料	18,000	24,000	24,000
小ホール	使用料	14,000	19,000	24,000
	暖房料	11,000	14,000	14,000
第 1 楽屋	使用料	1,100	1,300	1,800
	暖房料	650	900	900
第 2 楽屋	使用料	500	600	900
	暖房料	400	550	550
第 3 楽屋	使用料	600	800	1,000
	暖房料	400	550	550
第 4 楽屋	使用料	650	900	1,100
	暖房料	400	550	550
第 5 楽屋	使用料	250	250	350
	暖房料	200	250	250
リハーサル	使用料	1,000	1,300	1,800

室	暖房料	650	900	900
第 1 練習室	使用料	300	450	550
	暖房料	200	300	300
第 2 練習室	使用料	450	550	800
	暖房料	300	350	350
第 3 練習室	使用料	500	600	800
	暖房料	300	350	350
第 4 練習室	使用料	500	600	800
	暖房料	300	350	350
第 5 練習室	使用料	500	600	800
	暖房料	300	350	350
特別会議室	使用料	2,200	2,900	3,800
	暖房料	1,500	2,000	2,000
第 1 会議室	使用料	800	1,000	1,400
	暖房料	600	800	800
第 2 会議室	使用料	800	1,000	1,400
	暖房料	600	800	800

備考

- 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大ホール及び小ホール（以下「大ホール等」という。）を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 1,000円を超える入場料、会費、賛助金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を文化ホールに入場する者から徴して大ホール等を使用する場合の使用料は、当該使用料に使用者が徴する入場料等の額の区分に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。
 - 1,000円を超え2,000円以下の場合 100分の100
 - 2,000円を超え3,000円以下の場合 100分の150
 - 3,000円を超え4,000円以下の場合 100分の200
 - 4,000円を超え5,000円以下の場合 100分の250
 - 5,000円を超える場合 100分の300
- 前項に規定する場合を除くほか、営利活動のために使用する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 第 1 項に規定する日に第 2 項又は前項に規定する使用の場合におけるそれぞれの

計算の基礎となる使用料は、第1項の規定による加算をした額とする。

- 5 第2項及び第3項の使用に係る練習及び準備（以下「練習等」という。）のため使用するときは、第2項又は第3項の規定は適用しない。
- 6 練習等（第2項及び第3項の使用に係る練習等並びに公演の日に引続く練習等を除く。）のため、大ホール等を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の50の額とし、ステージ（舞台）のみを使用する場合の使用料は、1時間までごとにつき、大ホールは3,000円、小ホールは1,500円とする。
- 7 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間までごとにつき、当該使用の午前、午後及び夜間の使用料の合計額を11で除して得た額の100分の120の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 8 大ホール等における前項の延長時間の計算の基礎となる使用料は、当該使用の日及び当該使用の目的に応ずるそれぞれの加算規定を適用した額とする。
- 9 時間を繰り上げて使用する場合には、前2項の規定を準用する。
- 10 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 11 冷房は、実状に応じ通気するものとし、通気したときは、暖房料と同額を徴収する。
- 12 備付物件以外の電気器具を使用したときは、その実費を徴収する。